

第二号議案

平成三十年第三回定例県議会議案に対する教育委員会の意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十九条の規定により、知事から平成三十年第三回定例県議会に提出予定の議案のうち、本委員会関係分について意見を求められたので、別紙（案）のとおり回答する。

平成三十年九月四日提出

大分県教育委員会教育長 工藤 利明

提案理由

知事から照会のあった平成三十年第三回定例県議会に提出予定の議案のうち、本委員会関係分について、別紙（案）のとおり回答したいので提案する。

教委教改第 号  
平成30年 月 日



大分県知事 広瀬 勝貞 殿

大分県教育委員会  
教育長 工藤 利明

議案に対する教育委員会の意見について（回答）

平成30年8月29日付け財第420号で照会のあった上記のことについて、下記のとおり回答します。

記

原案のとおり提出することに異議ありません。

財 第 4 2 0 号

平成30年8月29日

大分県教育委員会

教育長 工 藤 利 明 殿

大分県知事 広 瀬 勝 貞



議案に対する教育委員会の意見について（照会）

下記のとおり県議会に議案を提出する予定ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により貴委員会の意見を求めます。

記

1 議 案 名

- ・平成30年度大分県一般会計補正予算（第2号）関係部分
- ・大分県立学校の設置に関する条例の一部改正について
- ・大分県立くじゅうアグリ創生塾の設置及び管理に関する条例の制定について
- ・平成29年度大分県一般会計歳入歳出決算の認定の関係部分
- ・損害賠償の額の決定について（専決報告）

2 議案提出県議会

平成30年第3回定例県議会

## 第86号議案 平成30年度大分県一般会計補正予算(第2号)について

## 平成30年度9月補正予算案 歳出(教育委員会)

(単位:千円)

款	項	既決予算額	補正予算額	計
10 教育費	1 教育総務費	4,896,187	52,324	4,948,511
	2 小学校費	41,397,536		41,397,536
	3 中学校費	24,217,150		24,217,150
	4 高等学校費	29,249,425	722,024	29,971,449
	5 特別支援教育費	9,857,204	108,291	9,965,495
	7 社会教育費	1,674,657		1,674,657
	8 保健体育費	5,406,000	7,328	5,413,328
教育委員会 計		116,698,159	889,967	117,588,126

## 平成30年度一般会計9月補正予算案の概要（教育委員会関係）

(部局名：教育委員会)

(単位：千円)

事業名	予算案	事業の概要	所管課
1 ブロック塀等緊急安全対策関連事業	(15,676) 880,129 895,805	地震等によるブロック塀倒壊から県民の生命、財産を守るため、倒壊の危険性がある県立学校及び教職員住宅のブロック塀等について、緊急安全対策を実施する。	
2 新 県立学校ブロック塀等緊急安全対策事業	(0) 830,315 830,315	県立学校の倒壊の危険性があるブロック塀等について、速やかな撤去やフェンスの設置などを実施する。 ・高等学校 29校 ・盲ろう学校 2校 ・特別支援学校 9校	教育財務課
3 教職員住宅等整備事業	(15,676) 49,814 65,490	教職員住宅の倒壊の危険性があるブロック塀等について、速やかな撤去やフェンスの設置などを実施する。 ・教職員住宅 11施設	福利課
4 新 魅力あふれる農業高校情報発信事業	(0) 2,510 2,510	平成31年4月1日の開校を目指す大分県唯一の農業単科校において、県外からの生徒呼び込みのため新たに導入する全国募集に向けて、同校の魅力・特色を全国に発信する。 ・県外受験者募集に関する広報活動の実施 ・県外向けオープンキャンパスの開催(10月)	高校教育課
5 新 スポーツを通じた学び推進事業	(0) 7,328 7,328	児童・生徒のスポーツを通じた学びを促進するため、オリンピック・パラリンピックを活用した教育に取り組む。 ・アスリート講演会の開催 ・パラリンピック競技体験学習の実施 など	体育保健課

※ 予算案欄の上段( )は既決予算額、中段は補正予算案、下段は累計。(新)は、新規事業。

## 大分県立学校の設置に関する条例の一部改正について

### 1. 改正の内容

県立三重総合高等学校久住校の本校化に伴い

- (1) 県立久住高原農業高等学校の設置  
 (2) 久住校の廃止
- を行う。

### 2. 改正の理由

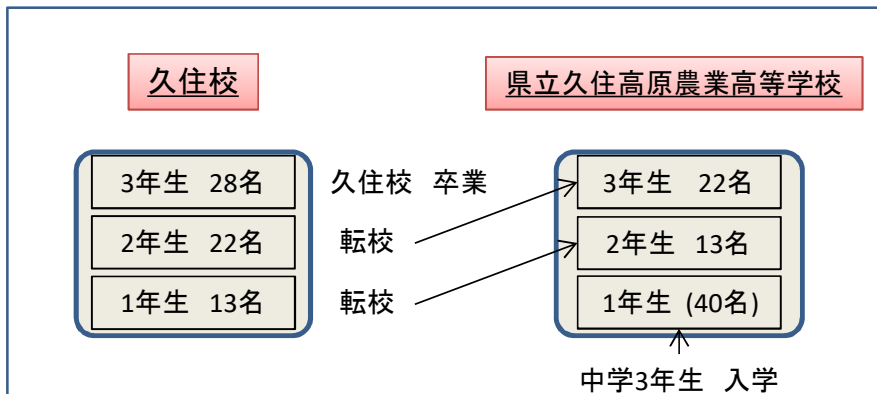
本県の農業教育の充実を図るため、

- (1) 久住校の強み(九州一標高が高い学校農場を活用した高原野菜栽培・有機栽培、栽培から畜産まで多様な農業を展開)を活かしながら、体験を重視した新たなカリキュラムの導入により、農業単科校として更なる特色化を図る。
- (2) 今回新たに設置する「大分県立くじゅうアグリ創生塾」との相乗効果を生み出す。

### 3. 施行期日

- (1) 久住高原農業高等学校の設置の施行・・・平成30年10月1日  
 (2) 久住校の廃止の施行・・・平成31年 4月1日

(参考)



※久住校在校生は、新設校に転校となる

## 第98号議案

## 大分県立くじゅうアグリ創生塾の設置及び管理に関する条例の制定について

1 提案理由

農業に関する学科に属する高等学校の生徒に対する教育の充実を図るとともに、小中学校の児童生徒等の農業への興味・関心を高めることにより、次代の農業を担う人材を育成し、もって地域農業の振興に資するため、大分県立くじゅうアグリ創生塾（以下「創生塾」という。）を設置するもの。

2 経緯等

県農業においては、平成27年12月に大分県農林水産業振興計画「おおいた農林水産業活力創出プラン2015」が策定され、経営感覚に優れた担い手の育成が示された。

また、教育委員会においても、農業教育を通して育成する人材として、経営感覚に優れ、付加価値の高い商品づくり、農業に関わる仲間づくりのできる人材育成を推進していくため、県下の農業高校生が一堂に会して切磋琢磨する場が必要であることから研修施設設置の検討を進めてきた。

以上を踏まえ、創生塾を地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の教育機関及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項の公の施設として設置し、もって農業教育の充実を図る。

3 条例の内容（主な条項）

## (1) 設置目的（第1条関係）

農業に関する学科に属する高等学校の生徒に対する教育の充実を図るとともに、小中学校の児童生徒等の農業への興味・関心を高めることにより、次代の農業を担う人材を育成し、もって地域農業の振興に資する。

## (2) 事業内容（第3条関係）

- ① 農業に関する学科に属する高等学校の生徒に対する農業教育に関すること。
- ② 農業教育に従事する職員の研修に関すること。
- ③ 小中学校の児童生徒等に対する農業体験等の機会の提供に関すること。
- ④ 前3号に掲げる事業のほか、創生塾の目的を達成するために必要な事業

## (3) その他

位置（第2条関係）、職員（第4条関係）、委任（第5条関係）

4 施行期日

平成31年4月1日

※なお、周知及び規則制定等の準備期間を考慮し平成30年第3回定例会に提出する。

- （今後の予定）
31. 2 研修施設完成予定
  31. 3 関係規程の整備（管理規則、利用規則等）
  31. 4 条例施行

## 平成29年度大分県一般会計決算調書

## ○第10款『教育費』及び第11款『災害復旧費』（教育委員会関係分抜粋）

(単位:円、%)

年度	予算額	決算額	翌年度繰越額			不用額	執行率
			継続費通次繰越	繰越明許費	事故繰越		
29	115,944,336,356	113,321,504,989	0	2,184,751,000	0	438,080,367	99.6%
28	115,438,416,423	112,984,458,983	0	2,191,409,621	0	262,547,819	99.8%
増減	505,919,933	337,046,006	0	△ 6,658,621	0	175,532,548	-0.2%
対前年度比	100.4%	100.3%	—	99.7%	—	166.9%	—

## ※決算額の主な増減理由

- ・県立スポーツ施設建設事業費【体育保健課】 799,156 千円（県立武道スポーツセンターの本体工事の本格化に伴う増）
- ・施設整備費(共同実習船建造事業費)【教育財務課】 625,649 千円（共同実習船の建造に着手したことに伴う増）
- ・施設整備費(県立学校施設整備事業費)【教育財務課】 256,212 千円（舞鶴高校他16校の大規模改造工事等を実施したことなどに伴う増）
- ・給与費【教育人事課】 △ 807,628 千円（教職員数が減少したことなどに伴う減）  

(主な内訳)	小学校費	△ 1,174,884 千円	
	中学校費	△ 315,483 千円	
	支援学校費	593,422 千円	など
- ・埋蔵文化財センター移転事業費【文化課】 △ 714,320 千円（旧芸術会館跡地への埋蔵文化財センターの移転を完了したことに伴う減）

## ※不用額の主な理由

- ・給与費【教育人事課】 144,070 千円（給料、共済費等の実支出が見込みを下回ったことによる）  

(主な内訳)	中学校費	45,992 千円	
	小学校費	42,931 千円	
	高等学校総務費	35,132 千円	など
- ・旅費【教育人事課】 75,100 千円（教職員の教育活動、研修等に要する旅費が見込みを下回ったことによる）  

(主な内訳)	小学校費	43,017 千円	
	中学校費	13,743 千円	
	高等学校総務費	11,052 千円	など
- ・施設整備費(県立学校施設整備事業費)【教育財務課】 59,930 千円（工事請負費等が見込みを下回ったことによる）



## 承認を要する報告 第3号報告

## 損害賠償の額の決定について

## 1 報告の主旨

教員採用取消訴訟において、相手方の請求を容認する判決が確定し、同人に対して給与の未払分に係る遅延損害金を支払う必要が生じた。このため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、下記2のとおり知事の専決処分を行ったので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるもの

## 2 専決処分の概要

- (1) 賠償金額 3,462,543円（給与の未払分に係る遅延損害金）  
 (2) 賠償の相手方  
 (3) 専決年月日 平成30年8月23日

## 3 事件の概要

